

令和2年10月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社テイ商事（法人番号：1011802021116） 代表者 程国文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都千代田区神田和泉町1-8-2-305 （足立営業所） 東京都足立区辰沼2-16-25 第5寿ハイツ203室
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 230日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月15日、令和元年10月23日、令和元年11月15日及び令和元年12月18日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 23点 当該事業者の累積点数 23点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年10月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社コムウェル (法人番号: 4011301004404) 代表者 山川寅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都杉並区阿佐谷南3-6-1 (東久留米営業所) 東京都東久留米市柳窪4-7-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和元年12月10日及び令和元年12月13日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年10月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	京成バスシステム株式会社 (法人番号: 4040001021590) 代表者 宮本貴史
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県船橋市栄町1-10-10 (本社営業所) 千葉県船橋市栄町1-10-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年8月17日及び令和2年8月21日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年10月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社根本運送（法人番号：8050001017634） 代表者 根本俊美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県つくば市大曾根3650-1 （本社営業所） 茨城県つくば市大曾根3650-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月12日及び令和元年12月13日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(9)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)